

「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました

5月25日開催の農業委員会定例総会において、「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」及び「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画」が決定しました。内容につきましては、折込みをご覧くださいか、またはホームページ <http://www.city.sunagawa.hokkaido.jp/>に掲載しています。なお、これらの案について皆様方の意見を募集していましたが、4月30日までの期間中、応募はありませんでした。来年4月にもご意見及びご要望を募集いたしますので、よろしくお願いいたします。

下限面積について（農地法第3条第2項第5号による別段の面積）

農地の権利取得に際しての要件の一つに下限面積要件があります。砂川市管内では、権利取得後の経営面積が1.5ヘクタール以上となるよう、砂川市農業委員会が定めています。

この下限面積は「毎年、農業委員会において設定又は修正の必要性について検討し、当該検討結果を公表すること」とされていますので、本年度の検討結果をお知らせします。

農地法第3条第2項第5号による別段の面積（下限面積）について、今年度は修正の必要性はなしとし、次のとおりとする。

- | | |
|--------|----------------|
| ① 設定区域 | 砂川市 |
| ② 設定面積 | 1.5ヘクタール |
| ③ 適用法令 | 農地法施行規則第17条第1項 |

【平成27年7月開催第13回砂川市農業委員会定例総会にて決定】



農業者年金に加入しませんか

豊かな老後生活を送るためには、**老後の生活費は自分で準備**する必要があります。農業者の皆様も、メリットがたくさんある**農業者年金**に加入して安心して豊かな老後を迎えましょう。

農業者年金の特徴

① 農業に従事されている方は誰でも加入できます

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く。）であって年間60日以上農業に従事している方は誰でも加入できます。配偶者や後継者など家族農業従事者の方も加入できます。

② 保険料は自分で選べ、いつでも見直してできます

保険料は千円単位で自由に決められ（月額2万～6万7千円）、経営の状況や老後設計に応じていつでも見直せます。

③ 税制面で大きな優遇措置があります

- ・支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となります。
- ・農業者年金基金が運用して得られる利益（保険料の運用益）は非課税です。
- ・将来受け取る農業者年金には、公的年金等控除が適用されます。（65歳以上の方は公的年金の合計額が120万円までの場合、全額控除できます。）